

J Aカードローンカード規定

1. (カードの利用)

J Aカードローンカード（以下「ローンカード」といいます。）は、J Aカードローン（以下「カードローン」といいます。）の口座開設店舗の窓口または当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（提携組合を含みます。以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受ける場合（以下単に「貸越」といいます。）およびカードローン口座開設店舗の窓口または当組合の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「貯金機」といいます。）において貸越金返済をする場合に利用することができます。

また、当組合、一部の提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機（以下「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、振込の依頼をする場合にも利用することができます。

ただし、提携金融機関における貸越利用につきましては、当組合と当該金融機関との間で提携契約のある場合に限ります。

2. (支払機による貸越)

- (1) この規定に定めのない事項については別に提出をうけた「J Aカードローン契約書」の各条項により取扱います。この場合、当座貸越請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による貸越は、支払機の機種により当組合または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの貸越は、当組合または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの貸越は、当組合所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して貸越を受ける場合に、当座貸越金額と自動機利用手数料金額との合計額が貸越を受けることのできる金額をこえるときは、その貸越はできません。

3. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金をカードローン口座から貸越し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、当座貸越請求書の提出は必要ありません。

4. (貯金機による返済)

- (1) 貯金機を使用して返済する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に従って、貯金機にローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 貯金機による返済は、貯金機の機種により当組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの返済は、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 提携先の支払機を使用して貸越を受ける場合、提携先が支払機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）を定めているときは、提携先に対し所定の手数料を支払っていただきます。
- (2) 当組合は前項の手数料を、提携先の請求に基づき支払機利用日付をもってカードローン口座から自動的に貸越を行いその貸越金をもって提携先に支払います。
- (3) 当組合の支払機・振込機を時間外に使用して貸越を受ける場合、当組合の定めにより所定の手数料を支払っていただきます。
- (4) 振込手数料は、振込資金の貸越時に、当座貸越請求書なしでカードローン口座から自動的に貸越を行い徴収します。

6. (機器の故障等)

ローンカード取引に必要な機器、設備の停電、故障等の場合は、ローンカードによる取引を一時行わないことがあります。

7. (ローンカードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) ローンカードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにローンカードによる貸越停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、ローンカードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (4) ローンカードを失った場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

8. (暗証照合等)

- (1) ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は他人に知られないようにしてください。
- (2) 当組合がローンカードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたローンカードを当組合が交付したものと処理をし、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して貸越をしたうちは、ローンカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合および提携先は責任を負いません。ただし、この貸越が偽造カードによるものであり、ローンカードおよび暗証の管理について貯金者の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任については、この限りではありません。

9. (支払機・振込機・貯金機への誤入力等)

支払機・振込機・貯金機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

10. (解約等)

- (1) カードローン契約を解約する場合には、ローンカードを当店に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当組合がローンカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにローンカードを当店に返却してください。

11. (譲渡、質入れ等の禁止)

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することができません。

12. (カード発行手数料)

ローンカードの再発行に当たっては当組合の定める発行手数料を支払っていただきます。

13. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については別に提出をうけた「J Aカードローン契約書」の各条項により取扱います。

以上